

(今回対象の団体)

団体区分	定 義
地域スポーツクラブ	区市町村に登録している「 <u>地域スポーツクラブ</u> 」の活動として利用する団体
地域青少年スポーツ団体	「地域」※に在住・在勤・在学する青少年（18 歳まで）を主な構成員とする 10 名以上の団体及び主に「地域」に在住する者で構成された青少年の健全育成を目的とする者で構成された 10 名以上の団体
地域スポーツ団体	主に「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された 10 名以上の団体

※ 「地域」とは、東村山市及び隣接する東大和市、小平市、東久留米市、清瀬市とする。